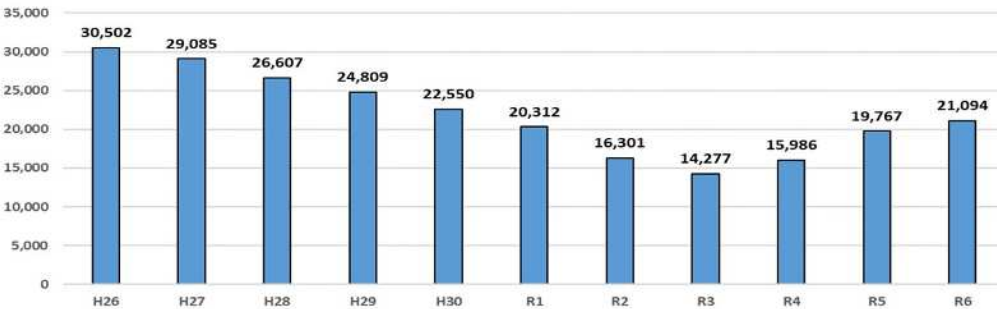


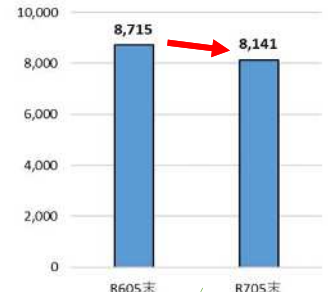
治安概況

〇 県民の生活を犯罪から守るための取組

1 刑法犯認知件数



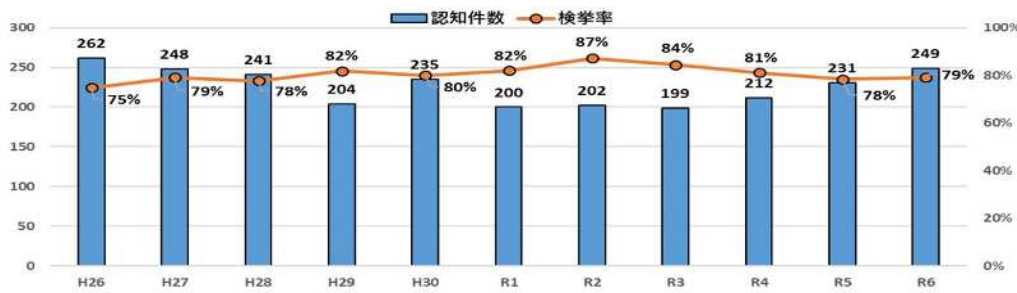
前年同期比



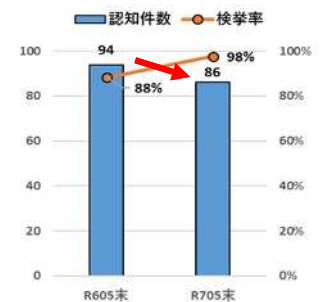
- 〇 県民に防犯対策等を直接働き掛ける「巡回連絡を活用した犯罪へのディフェンス力強化対策」を推進
- 〇 県警察の防犯アプリ「いばらきボリス」（令和6年4月現在のダウンロード数約22万回）を活用し、タイムリーに情報発信
- 〇 増加している犯罪に的を絞ったパトロール活動や検挙活動等、犯罪の総量抑制対策を推進

2 重要犯罪認知件数及び検挙率

※重要犯罪：殺人・強盗・放火・不同意性交・不同意わいせつ・略取誘拐・人身売買

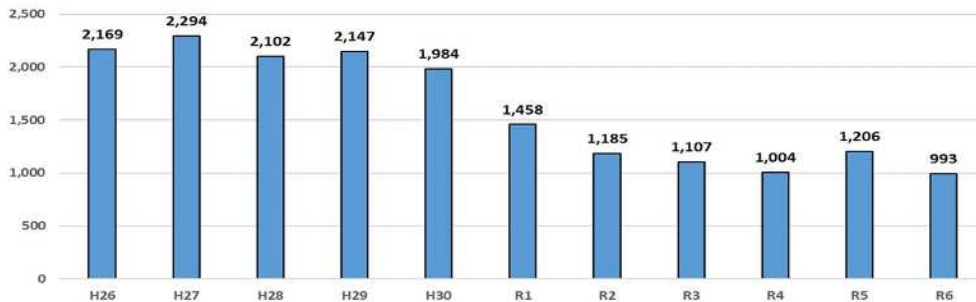


前年同期比

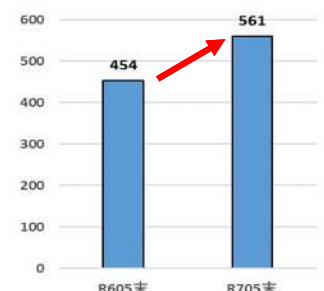


- 〇 画像分析、DNA型鑑定等の科学技術を活用した捜査を推進
- 〇 令和7年4月につくばみらい市内で発生した強盗事件について、防犯カメラ捜査等により、被疑者3人を検挙（R7.5）
- 〇 令和7年4月に土浦市内で発生した強盗致傷事件について、捜査員を多数動員し、翌日までに被疑者4人を検挙

3 住宅侵入窃盗認知件数

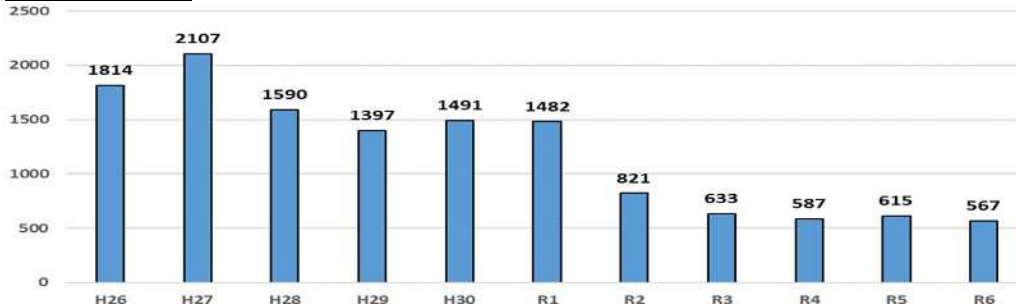


前年同期比

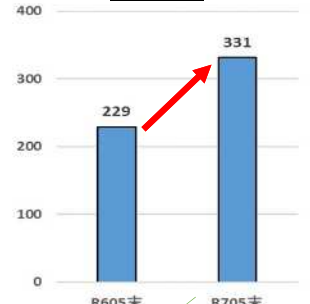


- 〇 令和6年中の被害の約5割が無施錠であったことを踏まえ、住宅の常時施錠、侵入口となる窓の強化を呼び掛け
- 〇 防犯関係団体と連携し、6月9日（ロックの日）にショッピングモール等で防犯イベントを開催
- 〇 6県下で172件の空き巣等を敢行していたベトナム人グループを検挙（R6.4～R7.1）

4 自動車盗認知件数



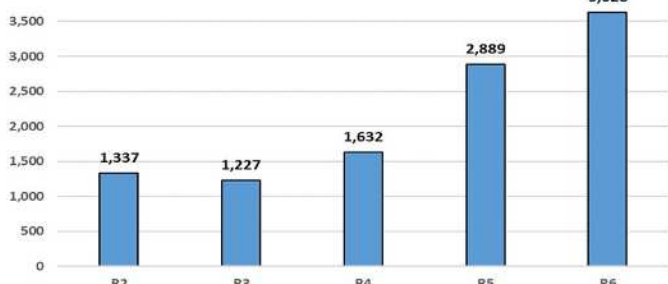
前年同期比



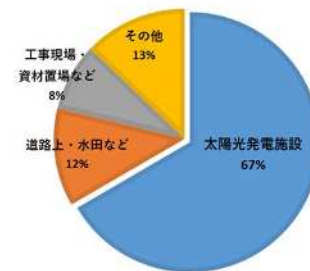
- 〇 本県の人口千人当たりの自家用乗用車保有台数は全国第3位で、県南地域を中心に被害が多発
- 〇 強固なハンドルロックやタイヤロックの活用など複数の防犯対策を呼び掛け
- 〇 県南地域で自動車盗を敢行していた日本人の被疑者2人を検挙（R7.5）

治安概況

5 金属盗認知件数



発生場所内訳(令和6年中)



前年同期比



- 金属買取業者への立入検査、緊急配備支援システムを活用した検挙対策等を推進
- 6県下で226件の金属ケーブル窃盗を敢行していたタイ人とラオス人のグループを検挙 (R6.9 ~R7.5)
- 盗品の金属ケーブルを買い取った土浦市内の金属買取業者を検挙 (R7.4)

6 ニセ電話詐欺認知件数及び被害額



SNS型投資・IT系詐欺の認知件数及び被害額



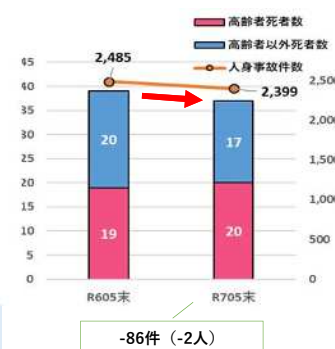
- 警察官へのなりすましや、精巧な投資詐欺サイトを用いる手口が増加
- 金融機関と連携し、注意喚起の動画を制作するなど、手口の周知を徹底
- カンボジアを拠点とした犯行グループによるオレオレ詐欺事件について、メンバーの勧誘役3人を検挙 (R7.4)

○ 総合的な交通安全対策

7 人身交通事故件数等



前年同期比



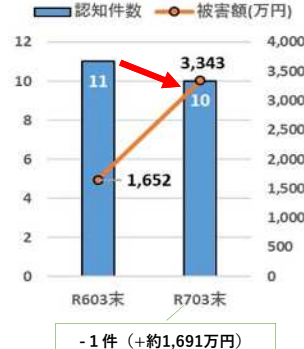
- ハンドサイン運動、反射材の貼付活動、横断歩行者妨害の取締り等の歩行者事故防止対策を推進
- 安全運転サポート車の普及啓発、運転免許の自主返納制度の周知等の高齢運転者の交通事故防止対策を推進
- 通学路等で可搬式速度違反自動取締装置を使用した取締りを実施し、R7.5末現在550件 (前年同期比+73件) を検挙

○ 多様化する脅威への対策

8 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の認知件数及び被害額



前年同期比



- 金融機関を装ったメールを送り付けて偽のホームページに誘導し、ID・パスワード等を不正に入手 (フィッシング)
- 金融機関と連携した広報啓発、認証機能及び送金チェック機能の強化等のフィッシング対策を推進
- フィッシング対策サービス提供企業と連携してフィッシングを早期検知し、被害拡大前に県民及び企業に注意を喚起

※本項目の前年同期比の数値は、国の四半期統計による。

巡回連絡を活用した犯罪へのディフェンス力強化対策の推進

1 取組の概要

(1) 概要

警察官が**県内の全世帯**を一軒一軒訪問し、犯罪の手口や交通事故の特徴を伝えるとともに、被害に遭わないための具体的な対策を直接働き掛けることで、県民の犯罪や事故に対するディフェンス力の向上に資するもの

※ 巡回連絡とは、交番や駐在所の警察官が行う活動の一つで、各地域の家庭や事業所等を訪問し、事件事故に対する防犯指導や住民の意見・要望の聴取を行っている。



(2) 実施期間

令和 6 年 6 月～令和 9 年 5 月（3 年間で一巡を目標）

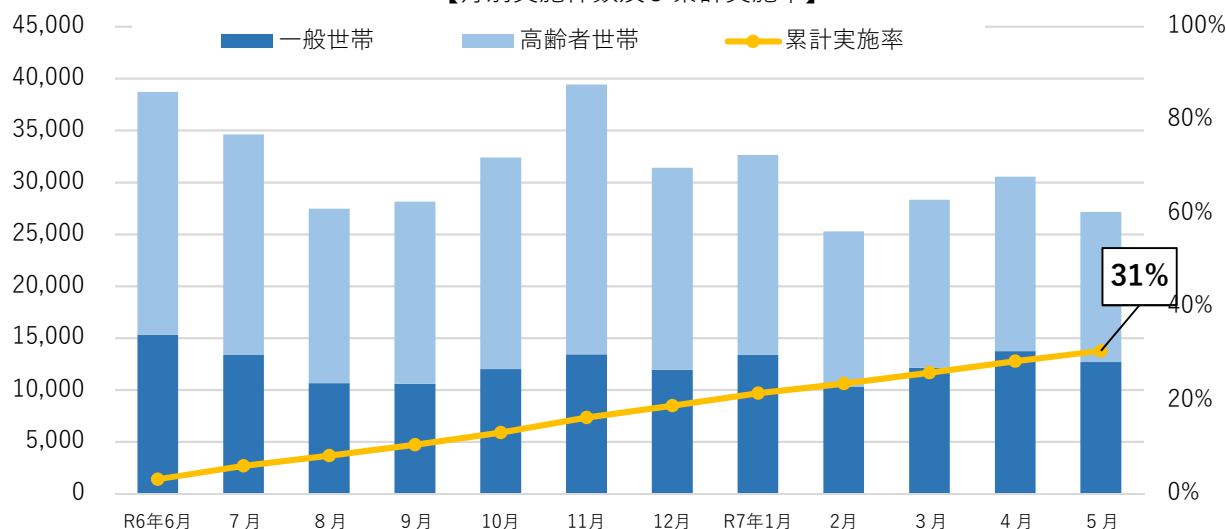
(3) 働き掛けの内容



2 推進状況

令和 7 年 5 月末現在（取組開始から 1 年間）**約 38 万世帯**（一般世帯 約 15 万世帯、高齢者世帯 約 23 万世帯）への巡回連絡を実施

【月別実施件数及び累計実施率】



※ 世帯数（茨城県統計課資料2024年 1 月 1 日現在）、高齢者世帯数（2020年国勢調査）を基に実施率を算出

3 今後の方針

(1) 一般世帯に対する働き掛けの推進

- ・ ニセ電話詐欺、住宅侵入窃盗、自動車盗等は高齢者に限らず一般世帯でも被害が発生しているが、一般世帯は日中不在や入館を拒否されるマンションもあるなどの課題もある。

→ 巡回連絡の実施方法の見直しや、巡回連絡への理解と協力を求める情報発信を推進

(2) 働き掛け内容のアップデート

- ・ ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等、手口がめまぐるしく変化する犯罪への対策が必要となっている。

→ 防犯指導に活用するチラシを更新するなど、最新の治安情勢を踏まえた各種対策を実施



令和 7 年 第 2 回 定 例 会

報 告

(繰 越)

茨 城 県

目

次

	頁
1 令和6年度茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(1)
2 令和6年度茨城県特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(27)
3 令和6年度茨城県一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について	(39)
4 令和6年度茨城県特別会計予算の事故繰越し繰越計算書について	(49)
5 令和6年度茨城県企業会計予算の繰越計算書について	(53)

		住 宅 管 理 費	2,441,211,000
		公 営 住 宅 建 設 費	1,827,105,000
14 警 察 費			1,718,369,000
	1 警察管理費		1,718,369,000
		警 察 施 設 改 修 費	1,283,072,000
		警 察 署 等 建 設 整 備 費	435,297,000
15 教 育 費			7,966,037,000
	1 教育総務費	運 営 費	144,445,000
	4 高等学校費		5,196,417,000
		校 舎 等 整 備 費	165,395,000
		県立高等学校改革プラン推進事業費	383,931,000
		校 地 等 整 備 費	329,383,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	4,317,708,000
	5 特別支援費		1,654,393,000
		校 地 等 整 備 費	150,108,000
		(仮称) 神栖特別支援学校整備事業費	24,696,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	1,479,589,000
	6 社会教育費		650,956,000
		社 会 教 育 施 設 整 備 費	112,700,000
		文 化 施 設 整 備 費	538,256,000
	7 保健体育費	県 営 体 育 施 設 設 備 整 備 費	319,826,000

21,673,000	—	—	21,673,000
857,463,700	—	国 庫 債 計 395,829,000 370,900,000 766,729,000	90,734,700
685,494,000	—	国 庫 債 計 33,187,000 174,900,000 208,087,000	477,407,000
685,494,000	—	国 庫 債 計 33,187,000 174,900,000 208,087,000	477,407,000
418,705,000	—	—	418,705,000
266,789,000	—	国 庫 債 計 33,187,000 174,900,000 208,087,000	58,702,000
4,204,289,000	財産収入 30,409,000	国 庫 債 計 負担金 25,050,000 57,630,000 2,812,400,000 2,895,080,000	1,278,800,000
2,244,000	—	—	2,244,000
3,131,071,000	財産収入 30,409,000	負担金 57,630,000 県 債 2,206,500,000 計 2,264,130,000	836,532,000
72,392,000	財産収入 30,409,000	—	41,983,000
185,313,000	—	—	185,313,000
175,133,000	—	負担金 57,630,000	117,503,000
2,698,233,000	—	県 債 2,206,500,000	491,733,000
629,719,000	—	県 債 305,200,000	324,519,000
82,323,000	—	—	82,323,000
14,200,000	—	—	14,200,000
533,196,000	—	県 債 305,200,000	227,996,000
322,950,000	—	県 債 272,900,000	50,050,000
67,671,000	—	県 債 53,700,000	13,971,000
255,279,000	—	県 債 219,200,000	36,079,000
118,305,000	—	国 庫 債 計 25,050,000 27,800,000 52,850,000	65,455,000

	4 港 湾 費	津波・高潮対策事業費	1,428,564,585	1,296,560,585	132,004,000
	5 都市計画費	市町村公共下水道 受託事業費	807,212,700	705,458,700	101,754,000
	6 住 宅 費	公営住宅建設費	1,547,095,000	810,487,700	736,607,300
14 警 察 費			694,495,000	679,612,000	14,883,000
	2 警察活動費	警察装備維持管理費	694,495,000	679,612,000	14,883,000
15 教 育 費			3,605,000	—	3,605,000
	5 特別支援 学 校 費	運 営 費	825,000	—	825,000
	6 社会教育費	文化財等整備費 補助事業費	2,780,000	—	2,780,000
16 災害復旧費			604,614,000	572,230,000	32,384,000
	2 土木施設 災害復旧費	令和5年国補 災害復旧土木費	604,614,000	572,230,000	32,384,000
合 計			67,978,444,717	60,224,893,731	7,753,550,986

—	132,004,000	—	国 庫 66,002,000 県 債 59,400,000 計 125,402,000	6,602,000	関係機関との調整遅延による工 事遅延のため
—	101,754,000	—	諸収入 101,754,000	—	地元との調整遅延による工事遅 延のため
—	736,607,300	—	国 庫 304,935,000 県 債 418,200,000 計 723,135,000	13,472,300	地元との調整遅延による工事遅 延のため
—	14,883,000	—	—	14,883,000	
—	14,883,000	—	—	14,883,000	資材不足に伴う資材調達遅延に よる工事遅延のため
—	3,605,000	—	—	3,605,000	
—	825,000	—	—	825,000	関係機関との調整遅延による工 事遅延のため
—	2,780,000	—	—	2,780,000	想定外の腐朽等による工事遅延 のため
—	32,384,000	—	国 庫 21,600,129 県 債 10,700,000 計 32,300,129	83,871	
—	32,384,000	—	国 庫 21,600,129 県 債 10,700,000 計 32,300,129	83,871	地元との調整遅延による工事遅 延のため
—	7,753,550,986	分担金 31,124,750 負担金 56,697,400 計 87,822,150	国 庫 3,038,323,941 分担金 560,000 負担金 98,366,780 繰入金 50,000,000 諸収入 1,187,521,000 県 債 3,212,300,000 計 7,587,071,721	78,657,115	

「茨城県犯罪被害者等支援条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・教育庁・警察本部

1 令和6年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

〈県民生活環境部〉

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供(生活文化課)

【R7 予算：628 千円(R6 予算：412 千円)】

○茨城県犯罪被害者等支援条例及び各種相談窓口の広報啓発を実施。

(前年度実績)

- ・ SNS、ホームページ、県広報紙による広報を実施した。
- ・ 広報ポスター1,100 枚を制作し、県内小学校、JR 等の駅へ配布した。
- ・ いばらき被害者支援センター相談等実績：1,454 件（前年度比+127 件）
- ・ 延べ 119 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、85,336 人から有効回答を得た。

茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：17.5%
いばらき被害者支援センターの認知度：20.7%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.1%

(2) 多機関ワンストップ支援体制の充実(生活文化課)

【R7 予算：0 千円(R6 予算：0 千円)】

○令和6年4月より、多機関と連携したワンストップ支援体制のもとで被害者支援を実施するとともに、支援体制の充実・強化を図るため、被害者支援コーディネーターの専従配置や、市町村が実施可能な支援施策のリスト化を実施。

(前年度実績) 多機関連携による支援件数 4 件

〈教育庁〉

(1) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上(生徒支援・いじめ対策推進室)

【R7 予算：0 千円(R6 予算：0 千円)】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図った。

(前年度実績)

- ・ 生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3 回
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会：100%実施
- ・ 校内オンライン相談窓口設置校数：小学校 402 校（93.3%）、中学校 218 校（100%）

〈警察本部〉

(1) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（警務課）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施。
（前年度実績）9 件

(2) いばらき被害者支援センターへの財政支援（警務課）

【R7 予算：3,250 千円（R6 予算：3,250 千円）】

○いばらき被害者支援センターへの財政支援を実施。

(3) 被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R7 予算：355 千円（R6 予算：355 千円）】

○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施。
（前年度実績）緊急避難場所確保 3 件、ハウスクリーニング 0 件

2 今後の取組

「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・福祉部・教育庁・警察本部

1 令和6年度の主な実績

本条例に基づき、「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定し、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、各施策の進行管理・点検等を行った。

<県民生活環境部>

(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の運営に係る財政支援（生活文化課）

【R7 予算：8,239 千円（R6 予算：8,141 千円）】

○性暴力被害に係る相談支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、運営費や被害者の治療に係る医療費等の補助。

（前年度実績）電話相談：575 件 面接相談：20 件 病院等への付き添い支援等：12 件

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報（生活文化課）

【R7 予算：4,374 千円（R6 予算：3,484 千円）】

○性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う被害相談、医療面のケア等について、周知を実施。

（前年度実績）

- ・広報用カード等（広報用カード 159,000 枚、リーフレット 34,500 部）を作成し、県内中高生や関係機関等に配布した。
- ・延べ 119 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、85,336 人から有効回答を得た。

茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：17.5%
いばらき被害者支援センターの認知度：20.7%
性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：23.1%

<福祉部>

(1) 性暴力を行った者などからの相談支援（福祉政策課）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○相談窓口の周知を行うとともに、精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて治療施設等の紹介等を実施。

（前年度実績）13 件

(2) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出（福祉政策課）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○子どもに対する性犯罪が県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者から、住居の届出を受理。

（前年度実績）4 件

＜教育庁＞

（１）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（生徒支援・いじめ対策推進室）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図った。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：3 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：100%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：小学校 402 校（93.3%）、中学校 218 校（100%）

（２）「生命（いのち）の安全教育」等の推進（保健体育課、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、私学振興室）

【R7 予算：64,250 千円（R6 予算：64,842 千円）】

○性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」を推進。

○私立高等学校等に「生命（いのち）の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校などに対し、補助を実施。

（前年度実績）

- ・全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施。
- ・心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し、「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施。

＜警察本部＞

（１）性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談（警務課）

【R7 予算：26 千円（R6 予算：26 千円）】

○性犯罪被害者やその家族を対象に、24 時間体制で相談対応を行うとともに、各種イベントや SNS、市町村広報紙を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を実施。

（前年度実績）相談受理件数 280 件

（２）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士の紹介を実施。

（前年度実績）9 件（うち性暴力 5 件）

（３）犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談（警務課）

【R7 予算：0 千円（R6 予算：0 千円）】

○公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施。

（前年度実績）事件数：33 事件 人数：48 名 回数：129 回（うち性暴力 13 事件、18 名、48 回）

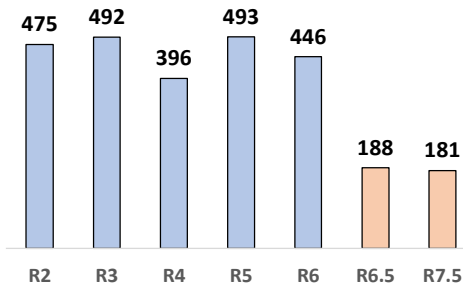
2 今後の取組

- 「被害者支援に係る相談窓口等の広報啓発活動の充実」、「学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上」、「生命（いのち）の安全教育等の推進」、「多機関ワンストップ支援体制のさらなる充実」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。
- 令和6年10月の条例改正で新たに設けられた規定に基づき、「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」を11月に設定し、月間中、性暴力の根絶に係る施策を所管する関係部局や市町村、関係機関・団体と連携し、性暴力の根絶に資する各種啓発を実施する。

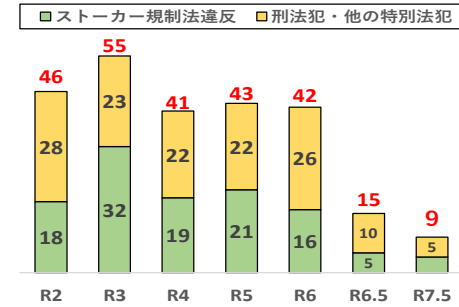
ストーカー対策

1 ストーカー事案の相談等件数及び検挙件数（R7.5 暫定値）

(1) 相談等件数



(2) 検挙件数



ストーカー規制法のみならず、住居侵入、傷害など、あらゆる法令を適用して検挙

2 ストーカー事案の特徴と基本的な考え方

(1) ストーカー事案の特徴

認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高い。

➡ 「被害者等の安全確保」を最優先とした対処の徹底

(2) 基本的な考え方

- ➡ 検挙等による加害行為の阻止
- ➡ 被害者等の保護の徹底

3 ストーカー事案への対処

(1) 警察本部と警察署の連携

警察署が認知したストーカー事案の全てについて、警察本部が警察署に助言・指導を行い、危険性や切迫性を正確に評価した上で、検挙や避難等の対処方針を決定

(2) 関係都道府県警察との連携

事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合、確実に情報を共有し、互いに連携しながら、迅速かつ確に対処

(3) 相談しやすい環境の整備

警察本部に24時間対応のストーカー等の専用相談電話を設置し、県警察公式ホームページやSNS、自治体広報紙などを通じて利用を呼び掛け

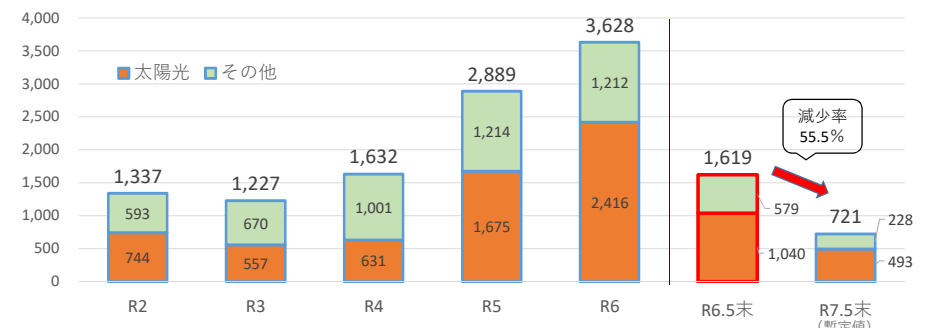
専用相談電話
(24時間対応)

(パートナー)
029 - 301 - 8107



金属盗対策

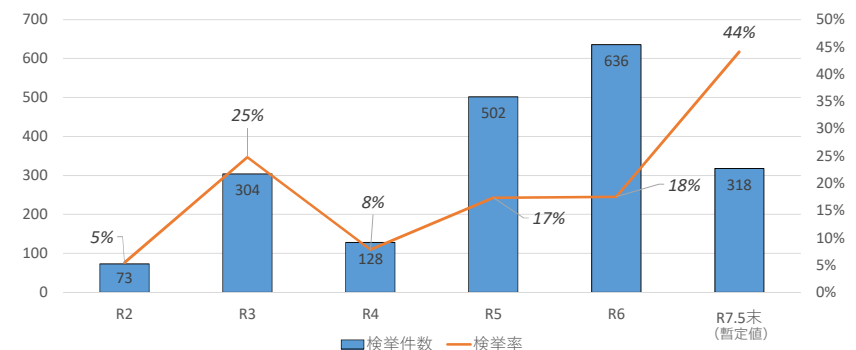
1 認知件数の推移



○ 主な抑止対策

- ・ 被害多発地域におけるパトロールの強化
- ・ 特定金属類取扱業者に対する立入検査
- ・ 不審者や不審車両に関する情報提供と発見時の通報依頼の呼び掛け
- ・ 太陽光発電事業者に対する自主防犯対策の働き掛け

2 検挙件数等の推移



○ 主な検挙対策

- ・ 緊急配備支援システムを活用した金属盗容疑車両の先制摘発
- ・ 悪質な特定金属類取扱業者に対する取締り
- ・ 出入国在留管理庁との合同摘発

3 茨城県特定金属類取扱業に関する条例の運用状況

特定金属類取扱業の許可（令和7年5月末現在）

- ・ 申請件数 311件
- ・ 許可件数 143件

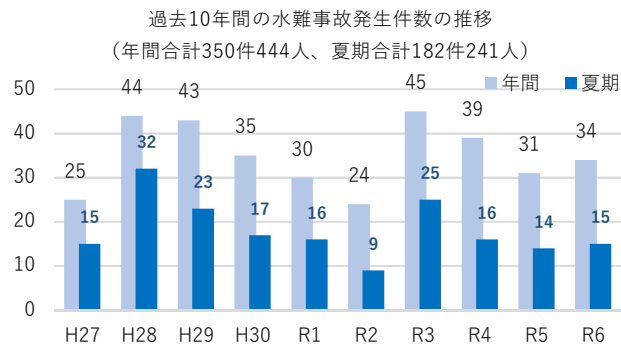
○ 今後の主な対応

- ・ 積極的な立入検査による不適格業者の排除
- ・ 各種警察活動を通じた無許可業者の把握と排除

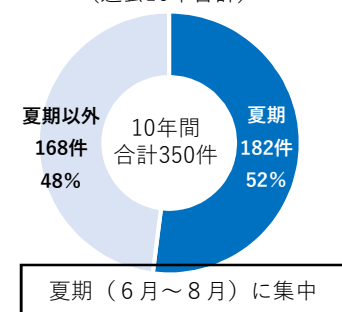
夏期における水難事故防止対策について

1 水難事故発生状況

(1) 過去10年間の水難事故発生状況

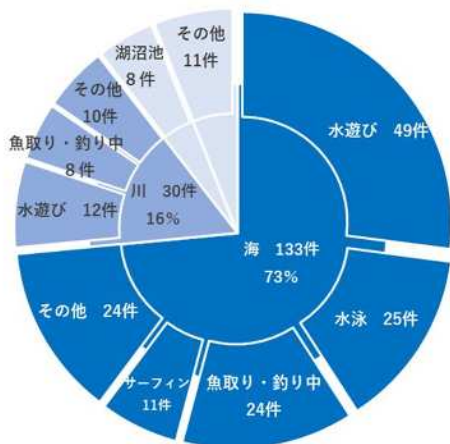


【発生件数に対する夏期の割合】
(過去10年合計)

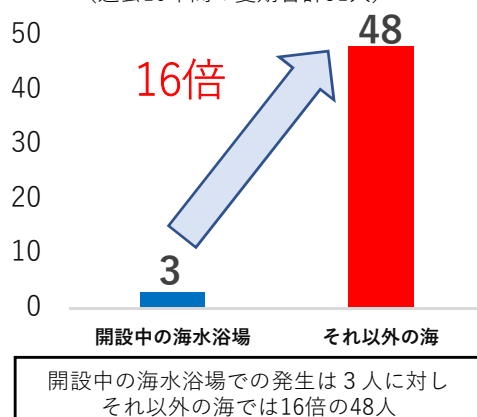


(2) 場所別・行為別発生件数

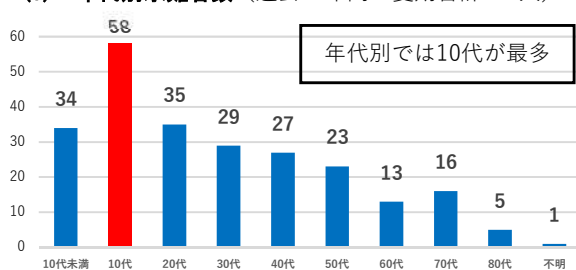
(過去10年間の夏期合計182件)



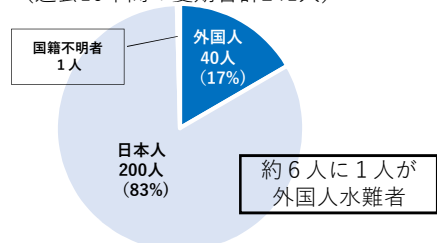
【海における発生場所別死者・行方不明者数】
(過去10年間の夏期合計51人)



(3) 年代別水難者数 (過去10年間の夏期合計241人)



(4) 外国人水難者数の割合 (過去10年間の夏期合計241人)



2 ヘッドランド周辺の水難事故

(1) ヘッドランドとは

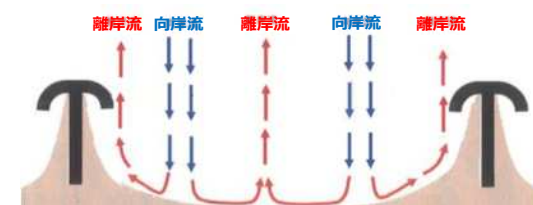
ア 砂浜の浸食防止を目的として昭和60年度から建設されている人工岬で、神栖市から大洗町の鹿島灘海岸に34基設置されている。

イ ヘッドランド周辺は、穏やかに見えても離岸流が発生しやすい。

ウ 離岸流とは岸から沖へ強く流れる海水の流れで、幅は10mから30mある。また、その速さは秒速1mから2mで、オリンピック選手でも流れに逆らって泳ぐことは困難と言われている。

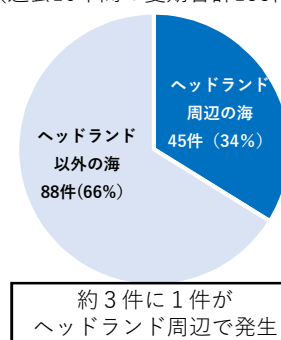


【ヘッドランド設置状況（鉾田市）】

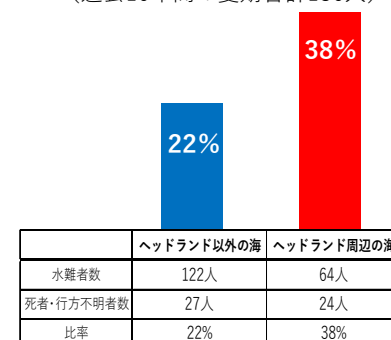


【離岸流の発生状況】

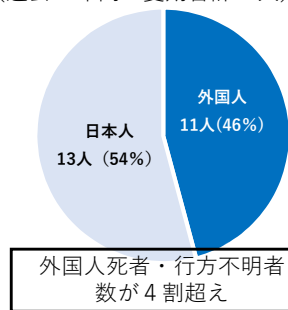
(2) 海における場所別発生件数 (過去10年間の夏期合計133件)



(3) 死者・行方不明者数の比率 (過去10年間の夏期合計186人)



(4) 外国人死者・行方不明者数の割合 (過去10年間の夏期合計24人)



3 対策

(1) パトロールによる水難危険箇所の警戒

ア 警察用船舶・警察用航空機の効果的な運用
イ ヘッドランドにおけるパトロール強化

(2) 広報啓発活動の推進

ア 年代に応じたチラシの配布
イ 県警公式SNSやラジオ放送による情報発信
ウ 外国人向けチラシの働き掛け

(3) 関係機関と連携した対策の推進

ア 自治体・海上保安庁等との情報共有
イ 危険箇所への防護柵や看板の設置

(4) 迅速な事案対応

消防や海上保安庁等と連携した救助活動



【警備艇ときわによる海上警戒】



【関係機関との合同救助訓練】



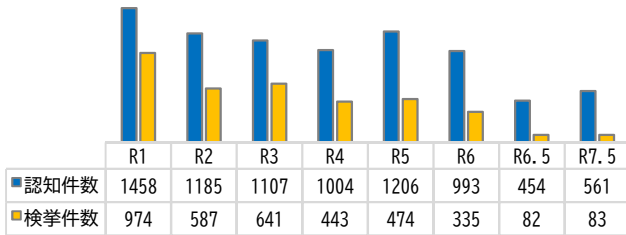
【水難事故防止チラシ】

住宅侵入窃盗及び自動車盗対策

1 認知件数・検挙件数の推移

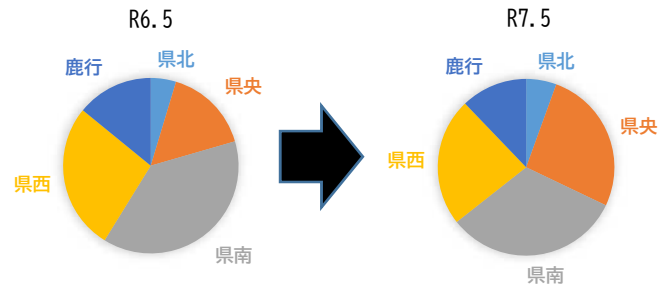
○ 住宅侵入窃盗

検挙件数 R6中 全国6位／R7.5 全国11位



- 6県下で空き巣等を敢行していたベトナム人グループを検挙(R6.4～R7.1)
- 2県下で忍込み等を敢行していた日本人の被疑者を検挙(R6.11～R7.5)

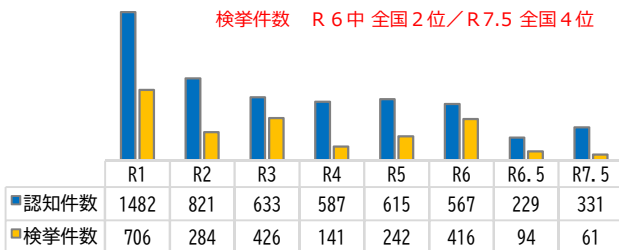
発生地域別（R6とR7の比較）



○ 約4割が無施設箇所からの侵入

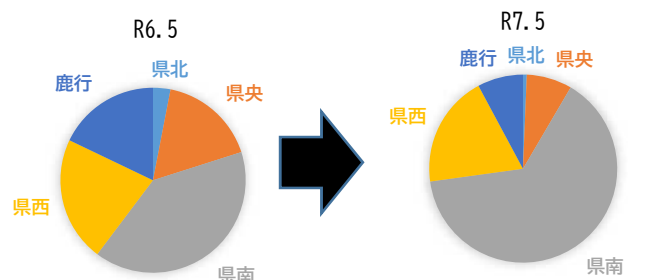
○ 自動車盗

検挙件数 R6中 全国2位／R7.5 全国4位



- 県南地域で自動車盗を敢行していた日本人の被疑者2名を検挙(R7.5)

発生地域別（R6とR7の比較）



○ 約9割がエンジンキーなしの被害

2 住宅侵入窃盗 検挙の取組

- 徹底した現場捜査活動**
 - 綿密な現場観察や鑑識活動による証拠資料の収集
 - 防犯カメラ画像の回収や聞き込み等による情報収集
- 盗品捜査**
 - 他の物と識別できる特徴がある被害品は盗品手配を実施
 - 盗品捜査（警察官がリサイクルショップ、質店等を直接訪問し、被害品が売却されていないか確認する捜査）を実施
 - 被害品の発見、被害者への返還
 - 被害品の売却事実を端緒に捜査を推進
- 窃盗常習者に対する捜査**
 - 犯行手口等から同一の被疑者による連続犯行の発生
 - 窃盗常習者（窃盗前歴者で、現在も職業的に窃盗を敢行し、将来的にも活発な活動が見込まれる者）に的を絞った捜査を推進

3 自動車盗 検挙の取組

- 現場資料や事件分析による犯行グループの早期把握**
 - 現場での鑑識活動、防犯カメラ画像の回収等の初動捜査を徹底
 - 捜査支援システムを活用した事件分析、防犯カメラ画像の解析等から犯行グループを把握→スピーディーな捜査を展開
 - 緊急配備支援システムを活用した犯行車両等の発見・捕捉
- 実態の解明と各種法令による検挙**
 - 薬物常習者や暴力団関係者、不良外国人らが「実行役」「搬送役」「輸出や解体等の処分役」など役割分担して犯行グループを組織化
 - 犯行グループの上位・中枢に位置する被疑者を検挙し、組織を弱体化、壊滅
- 合同捜査の推進**
 - 広域化、組織化する犯行グループの検挙に向けて、他の都道府県警察と情報共有の上、戦略的な合同捜査により捜査体制を強化
- ヤード対策**
 - 敷地の周囲を塀で囲んだ「従来のヤード」に加え、大型倉庫等を使用する「倉庫型ヤード」の出現により、違法ヤードが潜在化
 - 各種法令を適用し、違法なヤードに対する取締りを強化



従来のヤード



倉庫型ヤード



解体された盗難車両

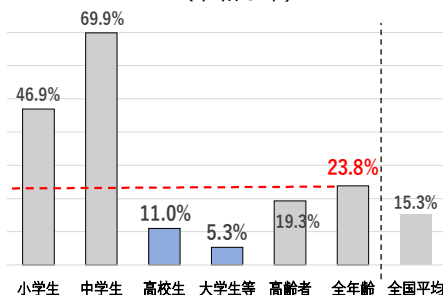
第1 自転車の交通事故の現状と対策について

1 自転車事故の現状

(1) 自転車乗用中の死傷者数の推移等



【交通事故時の学齢別等ヘルメット着用率】
(令和6年)

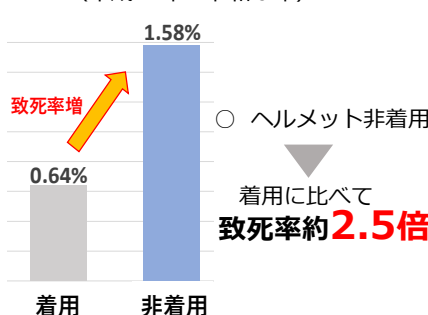


(2) 自転車乗用中死者の損傷部位構成率 (平成27年～令和6年)



約6割が
頭部に致命傷

【ヘルメット着用別の致死率比較】
(平成27年～令和6年)



○ ヘルメット非着用
着用に比べて
致死率約2.5倍

(2) 自転車乗用ヘルメットの着用促進

- 交通安全教育、街頭活動等の機会における着用の呼びかけ
- 新入学期を捉えた保護者への働き掛け
- 各警察署長等による各市町村の首長、高校・大学等の長に対する乗車用ヘルメットの着用促進に向けた働き掛け



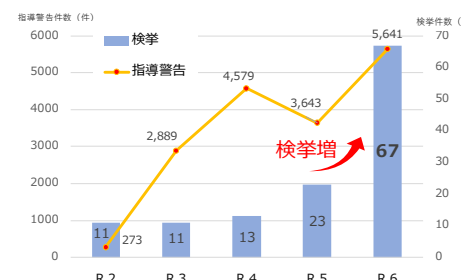
【街頭におけるヘルメット着用の呼び掛け】



【保護者への働き掛け】

(3) 交通指導取締りの推進

- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした交通指導取締り
＜自転車検挙件数及び指導警告件数の推移＞



○ R6の検挙件数
前年比約3倍



【指導取締りの状況】

改正道路交通法の周知

- 「携帯電話使用」の罰則強化及び「酒気帯び運転」等に関する規定の整備 (R6.11～)
- 自転車の交通違反に対する反則通告制度 (いわゆる「青切符」) の適用 (R8.4～予定)

2 対策

(1) 交通安全教育・広報啓発等の推進

- 心身の発達段階やライフステージに応じた段階的な交通安全教育
- 関係機関団体と連携した広報啓発活動
- SNS等のあらゆる広報媒体を活用した情報発信



【交通安全教育の実施状況】



【街頭における広報啓発】



【広報チラシ】

第2 マイナ免許証に係る手続の全署運用について

- 令和7年3月24日から運用開始
 - ・ 運転免許センター
 - ・ 先行6警察署 (太田、神栖、牛久、つくば、古河、取手)

- 令和7年8月1日から県内全ての警察署等に拡大
 - ・ 運転免許センター
 - ・ 県内27警察署、2警察センター (那珂湊、つくば北)

全ての警察署等で
運転免許の即日交付
(マイナ免許証を含む)
全国唯一茨城県警のみ実施



梅雨期及び台風期に備えた各種取組について【災害対策】

近年の気象災害等への対応状況

近年の災害警備連絡室等の設置状況



例年、6月～9月は災害警備連絡室等の設置回数が増加

【設置回数 (R6)】

- ・ 6月 2回 (大雨警報)
- ・ 7月 3回 (大雨警報)
- ・ 8月 7回 (大雨、洪水、暴風警報)
- ・ 9月 4回 (大雨、洪水警報)

【主な被害 (R6)】

人的被害：軽傷者1名 (8月暴風警報)

県民の適正な避難等・防災意識の向上対策

○ 防災講話の実施

各種会合、講習会等のあらゆる機会を通じ、地域住民に対して適正避難等を働き掛けるなど、防災意識向上対策を推進



防災講話の状況

○ 自主防災組織等との訓練

警察本部員や各警察署員が自治体主催の防災訓練等に積極的に参画し、管内の自主防災組織への訓練実施の働き掛けや連携を強化



茨城県・小美玉市避難力強化訓練 (避難誘導)

災害対処能力の向上

○ 大規模浸水被害を想定した実戦的な訓練

本年5月、大規模な浸水害発生時、高度な救出救助能力を必要とする現場を想定して、機動隊員等の専門部隊による実戦的訓練を実施



複数の要救助者を想定した訓練



ホイスト救助

○ 関係機関との合同訓練

稲敷警察署と稲敷広域消防本部との合同訓練

- ・ 日時：令和7年4月25日 (金)
- ・ 場所：霞ヶ浦 (大山スロープ)
- ・ 主な訓練項目
 - 合同調整所設置訓練
 - ゴムボートを活用した救助訓練
 - ドローンを活用した映像伝送訓練
 - 要救助者の救急隊への引継要領
- ・ 効果等
 - 相互の活動の理解
 - 災害現場活動時の連携強化



訓練開始式



合同調整所



救出救助訓練

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター		
② 所在地	茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号		
③ 設立年月日	平成4年6月16日		
④ 代表者名	理事長 島 村 宏		
⑤ 基本財産	804,311 千円		
⑥ 設立根拠	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3		
⑦ 設立目的・経緯	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。		
⑧ 組織	役職員数	理事9人	監事2人
	常勤職員5人		
⑨ 出資状況	組織機構（課所単位まで）		
	（上位5団体、出資者名、金額、割合）		
⑩ 資産状況 （令和7年3月末現在）	1 茨城県	300,000 千円（37.3%）	2 水戸市 7,734 千円（1%）
	3 日立市	6,450 千円（0.8%）	4 つくば市 5,240 千円（0.7%）
	5 古河市	4,620 千円（0.6%）	
	（単位：千円）		
		金 額	摘 要
	流動資産	6,077	現金預金，未収金，前払金
	固定資産	820,680	基本財産，特定資産，その他
	資産合計	826,757	
	流動負債	444	未払金，預り金
	固定負債	0	
	負債合計	444	
	正味財産	826,314	

2 令和6年度事業実績

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動

- ・ 暴迫センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定、暴力団関係事件発生状況等を掲載
- ・ 暴迫センター機関誌「暴迫茨城」(78号)の発行
- ・ リーフレット「茨城県暴力団排除条例が一部改正」や「暴迫センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」を関係団体、各種事業所等に配布
- ・ 水戸市、日立市内で開催された大相撲巡業において行われた暴力追放キャンペーンに参加し、暴迫センター名入りのチラシ、ティッシュを配布
- ・ 茨城県暴力団排除条例一部改正に伴う研修会を、水戸市内の特定営業従事者を対象に実施した。
- ・ 暴迫センターの相談事業、暴迫県民大会開催等についてラジオスポット放送により広報実施

○ 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴迫センター備付けの暴排DVD等の貸出

○ 暴力団排除意識の高揚

令和6年10月17日、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和6年暴力追放茨城県民大会」を開催

暴力団排除団体関係者等約750名が参加し、暴力団排除意識の高揚と浸透を図った。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた

令和6年度の相談受理件数は745件 前年度比-252件(-25.3%)

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱支援相談 1件

○ 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施

以下に記載のとおり 8回、184名に対し対応要領等を指導

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ・ 茨城租税債権管理機構新人職員研修会 | (R6.4.3 15名) |
| ・ 茨城県銀行警察連絡協議会 | (R6.5.14 30名) |
| ・ 茨城県証券警察連絡協議会総会 | (R6.5.22 26名) |
| ・ 茨城県公共料金等暴力対策協議会定期総会 | (R6.5.28 20名) |
| ・ 常陸那珂地区防犯連絡協議会 | (R6.6.28 35名) |
| ・ 生命保険協会茨城県協会研修会 | (R6.7.12 23名) |
| ・ 茨城県行政書士研修会 | (R6.10.29 20名) |
| ・ 茨城県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会 | (R7.3.25 15名) |

ウ 助成・貸付事業

○ 暴力団追放活動支援金

令和6年7月16日第19回古河花火大会における配布物(暴排標語入りうちわ)作成支援金3万円を「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」により支給

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

実施43回、受講者1,659名(前年比-3回、+330名)に対し講習を実施

オ 調査・資料収集事業

暴迫センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加

- 研修会等への参加
 - ・ 全国暴力追放相談委員及び講習担当者研修会 (R6. 4. 25)
 - ・ 民事介入暴力対策全国拡大協議会福岡大会 (R6. 7. 12)
 - ・ 関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会 (R6. 9. 11)
 - ・ 全国専務理事・事務局長等研修会 (R6. 9. 25)
 - ・ 民事介入暴力対策全国拡大協議会群馬大会 (R6. 11. 7)
 - ・ 全国暴力追放運動中央大会 (R6. 11. 21)
 - ・ 犯罪被害者キャンペーン(水戸駅前で開催) (R6. 11. 22)
 - ・ 関東弁護士連合会民暴研修会 (R6. 12. 26)
 - ・ 宅建業協会新春の集い (R7. 1. 15)
 - ・ 研究授業(水戸刑務所主催) (R7. 2. 14)
- 警察、弁護士会との三者協議会の開催
令和6年7月1日及び令和7年2月25日の2回、弁護士会館で開催
- アンケート調査の実施
不当要求防止責任者講習の際に、受講者に対し、過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴追センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施

(2) 収支状況

財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金 額	摘 要
基本財産運用益 受取会費 受取補助金等 事業収益 その他の収入	営業収益 営業外収益	12,767 8,960 0 3,496 0	基本財産受取等 賛助会員受取会費 責任者講習事業収益
経常収益計①	経常収益計①	25,406	
事業費 管理費	営業費用 営業外費用	18,755 6,850	人件費、消耗品費、印刷製本費等
経常費用計②	経常費用計②	25,604	
当期経常増減額③ (①－②)	経常利益③ (①②)	▲199	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	税引前当期純利益⑥ (②④－⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	当期純利益⑧ (⑥－⑦)	▲199	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	837,362	
当期指定正味財産増減額⑩	—	▲10,850	基本財産評価益
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑧＋⑨)	826,314	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	8,960	賛助会員受取会費
補 助 金	0	
委 託 金	3,496	責任者講習事業収益
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和7年度事業計画

県警察、関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業活動を推進する。

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 広報啓発資料の作成と活用

効果的な暴力団排除活動を推進するため、広報用暴迫ティッシュ、暴排ポスター、チラシ、カレンダー等を作成配布し、広報啓発を実施する。

- ・ ホームページによる広報

ホームページの内容を随時更新し充実を図り、暴迫センターの概要と事業内容の紹介、暴力団等反社会的勢力と対策の紹介、不当要求防止責任者講習の予定掲示等情報配信を行う。

- ・ 機関誌等の発行

暴迫センターの活動状況、事業内容を紹介したチラシや、機関誌「暴迫茨城」を作成し、関係機関、賛助会員等に配布する。

- ・ ラジオスポット放送の活用

茨城放送のスポット放送を活用し、暴迫センターの事業内容、暴迫大会日程等についての広報を実施する。

○ 視聴覚教材の無料貸出

暴力団等による暴力的要求行為の業種別特徴とその対応要領や、個人に向けた不当要求行為への対応要領等を紹介したDVD等を取り揃え、企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

○ 暴力団放県民大会の開催

県民に広く暴力団排除意識の高揚を図るため、「令和7年暴力団放茨城県民大会」を茨城県、県警察との共催により開催する。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員等による不当な行為に関する被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を行う。

○ 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

○ 研修会等への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織等の研修会等へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領を助言・指導する。

ウ 助成・貸付事業

○ 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

○ 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる組事務所明渡し等の民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を

限度として無利子の貸付けを行う。

○ 暴力団追放活動支援金

地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。

○ 離脱者雇用給付金

暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所、官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県内各地での講習会及びオンラインによる講習会を実施する。

受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。

○ 少年指導委員に対する研修

少年指導委員が少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

オ 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査、資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査・資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。

(2) 収支計画

財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金 額	摘 要
基本財産運用益	営 業 収 益	12,758	基本財産受取配当金等
受取会費		9,400	賛助会員受取会費
受取補助金等	営 業 外 収 益	0	
事業収益		3,532	責任者講習事業収益
その他の収入		0	受取利息等
経常収益計①	経常収益計①	25,692	
事業費用	営 業 費 用	18,791	人件費、消耗品費、
管理費	営 業 外 費 用	6,901	印刷製本費等
経常費用計②	経常費用計②	25,692	
当期経常増減額③ (①－②)	経常利益③ (①－②)	0	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	税引前当期純利益⑥ (⑤＋④－⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (⑥＋⑦－⑦)	当期純利益⑧ (⑦－⑦)	0	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	837,362	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑨＋⑩)	837,362	

(3) 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	9,400	賛助会員受取会費
補 助 金	0	
委 託 金	3,501	責任者講習事業収益
貸 付 金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	